

## 第六節 災害と救恤

### 一 災 害

近世を通じて農村は、頻繁に起る風水害・旱魃・地震などの自然災害や、疫病・火災などの社会的災害に常に脅かされた。

広島藩領内で掌握されている災害は、風水害が六六回、旱魃・冷害・虫害が四三回、地震が八回の一一七回が生じたとされる。〔広島市史。第三卷〕特に自然条件に大きく左右される農民生活は災害に見舞われた場合、防御方法や救済措置が不十分なこともあって、その生活が破綻することも少なくなかった。

熊野地域は周囲を急峻な山がめぐり、南北には比較的狭い川が流出する地理的条件から、水害や旱魃では随分苦しめられている。

この地域で知られている災害は、表4—6—1のようである。この表によれば江戸中期以降局地的な被害を含めると、ほぼ毎年災害に見舞われている。

#### 水害

水害は農作物の損失はもちろん田畑の流失や家屋・人命にも大きな損害を及ぼした。これは主に梅雨期の集中豪雨と台風による大雨であり、被害は五月および八月ごろに集中している。

特に川角村では『芸藩通志』にも「水損の患あり」と記すように、村内を流れる二河川がほぼ毎年氾濫した。

表4-6-1 熊野・川角・平谷村域の主な風水害・旱魃等による被害

年	月	日	村名	被害
万治	4.	秋	川角	貴船神社社殿等流失
正徳	4		平谷	的場神社社殿等大風により破損
延享	2.	6	川角	洪水、川土手切
安永	8.	5.16	熊野	洪水、坂面大池土手堤欠壊
寛政	8		熊野・川角	洪水
文化	4.	8.4	熊野	大雨、洪水
文化	10		熊野	旱魃
	11		熊野	旱魃
文政	元		熊野	旱魃
	4.	8.8	川角	洪水
	6		熊野	旱魃
	10.	4.2	川角	洪水、田地損所
	11.	8.9~10	熊野・川角	大雨、洪水、田地損所、家屋損壊
	12.	5.24	川角	洪水、田地損所
	13.	5.7~8	川角	洪水、田地損所、川土手切
	13.	8.16~17	川角	洪水、田地損所
天保	2.	6.6	川角	洪水
	3		熊野	旱魃
	7		熊野	気候不順、旱魃、凶作、死者500余人
	9.	5.15~	熊野	1か月間の長雨、洪水、家屋・橋流出
	10.	5.27	川角	洪水
弘化	2		熊野	大雨、洪水、坂面大池・東が迫兩池川端切
	3.	8	熊野・川角	洪水
嘉永	元.	6.5~6	川角	洪水、土手切
	2.	8.2	川角	風雨、洪水、土手切
	3		熊野・川角	大風、洪水、凶作
	5.	夏~秋	熊野	洪水、大風、新宮大川筋・出来庭小川筋所々切損
	7.	11.5	熊野	地震
安政	3		熊野	洪水
	5.	5	熊野	洪水、新宮川筋破損
万延	元		熊野	気候不順、凶作
文久	元		熊野	凶作
元治	元	6~8	熊野	干魃
慶応	元		熊野	洪水、家屋損壊

各年「洪水損所積帳」、「永代日記」文化7〜、などによる

これらのうち延享二年(一七四五)、文政十年(一八二七)、同十三年に例をとって被害の状況をあげてみよう。

延享二年の水害では、六月の大雨により村内正の坪の川土手が長さ四五間、久保田が長さ四〇間、和田の前も長さ一〇間および井手床が一か所長さ三間余りにわたり欠壊した。この復旧工事の諸費用は八三匁四分五厘、人夫三三四人五分が必要とされた。織田家文書、同年「安芸郡川角村洪。水ニ付川土手損所調諸入用積帖」

文政十年四月二日の洪水では、一町六反二五歩の田地が砂入となり、被害地域は和田の前・神出・正の坪・久保田などに及んだ。この被害に対しては給主家老浅野氏より二石七斗二升九合七勺余が被害規模に応じて貸し渡された。織田家文書、同年「洪水ニ付。田地損所御下米貸渡し帖」 ついで文政十三年には、五月七〜八日の大雨と八月十六〜十七日の二回の洪水に見舞われた。同年五月の「洪水損所田地土手共下見帖」によれば、被災地域は和田・正の坪・久保田・神出・かじや谷・火の下・なべや町・屋敷前・西垣内・狐口・しょうぶ池・火の原などに及び、大砂入四反二畝三步、中砂

入一反四畝の田畑に土砂が流入しており、二石四斗八升三合の損失があった。

また八月十六〜十七日の洪水では川じり・和田・西垣内・正の坪・こう元・はし上向・久保田・神出・かじや谷などほとんど同一の地域が被災している。被害は大砂入五反三畝一〇歩、中砂入三反六畝一〇歩の田が土砂で埋まり。織田家文書、同年「八月十、六日七日洪水損所下見帖」、この復旧のために、同じく給主より二二石六斗九升六合四勺余が夫米として貸し下げ



織田家救麦「社会」文書・1-6-4  
田救麦「社会」文書・1-6-4  
図4-6-4 社会麦救給土掛帳

られ、うち八石四斗二升八合二勺余は銀札で貸付られた。織田家文書、同年「洪水ニ付夫米書出し帖」 このとき砂入田に対しては、大砂入田に一反に付五斗割、小砂入田には三斗割、その他高に付二升の割合で貸下げが行われ、三

三人へ七石九斗九升八合二勺、ほかの夫米を加えて一〇石四斗五升八合八勺が給された。織田家文書、同年「御下」ケ米毛損高割共人別帖。

なお、文化十二年の「国郡志書出帖」によれば、川角村では六町一反四畝七歩が荒地などとしてあげられており、これは総耕地一五町六反二畝二四歩の約四割に相当する。この荒地はこれらの水害に起因するものと考えられ、貢租の免率も熊野村の四ツ六歩〜六歩五厘に対して、川角村は二ツ四歩〜五歩余と低率であり、「国郡志」書出帖。寛政三年（一七九一）以降は二ツ五歩二厘に免が固定化されている。織田家文書、文化二下文三三。年「御免割下札人別納帖」。

### 旱害

広島藩内における初期の旱害は寛永十五年（一六三八）から正保元年（一六六四）にかけてほぼ毎年生じており、領民や牛馬に損失があった。「文徳公済美録」卷一〇。中期には、享保九年（一七二四）同十二年「吉長公御代記」卷二〇下・三三上。一三・一四・一五。録」卷一三。明和六年（一七六九）同七年「事蹟緒」卷一。録」卷三九。文政六年（一八二三）「天祐公済美録」卷三九。などに大きな旱害が起こっている。なお、当域の記録は中期以降に集中しており、それ以前の被害については不詳である。文化年間以降の資料によれば、文化十年（一八一三）・十一年・天保三年（一八三二）ごろに旱害が頻発し、佐々木家文書「永代日記」特に天保七年・八年には全国的な飢饉が生じたなかで、広島藩内では同七年六月の洪水、翌年には麻疹の流行も加わり大飢饉となって六万人余の死者を出したといわれる。熊野村では、同三年の旱害から続いてこの年の旱害で大凶作となり、六月に一七〇人、七〜九月に七〇〜八〇人、十二月〜天保八年四月にかけては二七〇人余の餓死者を出している。「永代日記」

このような旱害に対し、熊野村では灌漑用の溜池が多く設けられており、寛政九年（一七九七）には溜池一三六か所とつづれ池六か所があった。このうち、村域最大の坂面大池（中溝大池）は天和三年（一六八三）に、山井は正徳六年（一七一六）、東が迫は明和八年に掘削したと伝えている。佐々木家文書「安芸郡熊野村。溜池并往来橋教書出し帖」。そしてこれらの溜池の管理のため堀浚えや井手の樋替など改修工事がしばしば行われた。工事は多大の労働と費用を必要とし、農民にとって

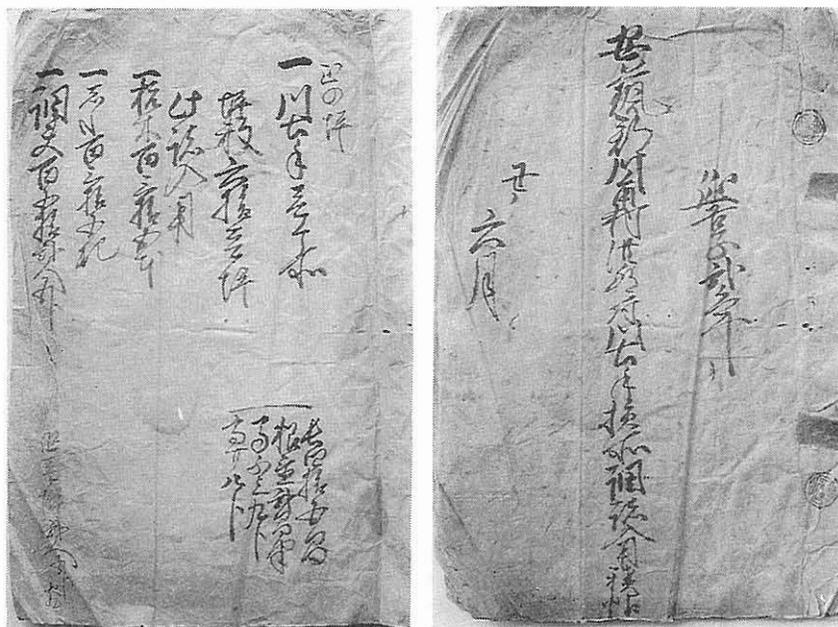


図4-6-2 「安芸郡川角村洪水ニ付川土手損所調諸入用積帖」  
佐々木家文書

重い負担となっている。しかし、諸用水設備も結局は自然の降雨に頼るほかはなく、旱天の年には雨乞いの祈禱が行われた。佐々木家文書、文政元年「雨乞御祈禱諸入用帳」。

地震

寛永元年（一六二四）・慶安二年（一六四九）・宝永四年（一七〇七）と広島

地方に大地震がおきている。「自得公済美録」卷一六・「支徳公済美録」卷二〇・「頭妙公済美録」卷三七。当域で記録されている地震は、嘉

永七年（一八五四）十一月五日中国地方では比較的軽微な地震であったと伝えるが、熊野村域では多少の地割れが見られた。佐々木家文書、同年「村用日記」という。

虫害

広島藩における蝗・浮塵子（うんか）などによる損毛は、宝永四年・享保六年（一七二二）に蝗害が生じたのにつづき同十七年には西日本一帯に浮塵子による大凶作が飢饉をもたらした。「吉長公御代記」卷二八附録。領内では三二万四二五〇人が飢えに苦しみ、八六四四人

が餓死し、平年の収納額二五万五八五石九斗に対し、この年には九万八〇二八石と三八%に減石した〔吉長公御代。記巻二八〕。この時期の当域の実情を伝えるものはみあたらない。

宝暦八年（一七五八）、熊野村では虫送りのため榊山神社・熊野本宮・榊森神社で昨年通りの祈禱湯立許可を願出ており、その費用銀四一匁は当年免割へ入用とすることが許可されている〔榊山家文書、同〕。なお、虫送りなどの祈禱のための費用は寛政十年（一七九八）以降村高により定められており〔広島市史、第三巻〕、熊野村では一八匁、平谷・川角村では一二匁に規定されている。

### 疫病

あいつぐ凶作や飢饉によって疲弊した農民は、病気に対する抵抗力が弱く、このためたびたび疫病が流行した。安芸郡近辺では、宝暦十一年（一七七二）冬から翌年春にかけて疱瘡が流行し、海田市で死者があり、天明五年（一七八五）の夏から秋には同町で赤痢が猛威をふるい死者一七〇余人を出した〔海田市旧記〕。その後寛政二年（一七九〇）には呉浦一帯で腸チフス、同八年には広島湾沿岸・島嶼部で赤痢〔郡中組村覚書、天明五年・寛政八年〕、天が、文政五年（一八二二）からはコレラが朝鮮より伝わったため、同年・安政五・六年（一八五八・五九）・文久二年（一八六二）には広島城下・沿岸部で大流行した〔広島市史、第三巻〕。当域でもかなりの罹災者があったものと思われるが詳しいことは不明である。

### 火災

当域でも神社・仏閣の火災が多かったようで、正徳五年（一七一五）に熊野村中溝の榊山神社が火災にかかり、宝物・古文書などを焼失している。また、天明八年（一七八八）に同地区の西光寺が、さらに寛政十二年（一八〇〇）には熊野本宮社が火災にかかっている。このような事例から類推すれば、小火はたびたびあったと思われる。

二 救 恤

困 粃 の 制

頻発する災害・飢饉に対して救済の方法がいろいろと講じられた。藩の救済対策としては近世初期には直接藩の負担による救済措置がとられることが多く、御救銀・御救米や拝借金の貸下げも充分ながら早くから行われ、寛永十六年（一六三九）の旱害以降「文徳公済美録」卷一〇・一一、たびたび救恤がなされている。しかし、中期以降になると藩財政が逼迫し、藩の力で救済を行うことが困難となったため、原則的に各郡村での備荒・救済措置がとられるようになった。備荒用の貯穀としては、早くは詰米の制がとられ城内に貯蔵されたが、享保三年（一七二八）以降は置粃として各郡の郷倉に備えられるようになった。ついで宝暦三年（一七五三）幕命により困粃が行われた。これは高一万石につき粃一〇〇〇俵を救恤用に貯穀するもので、広島藩では粃一万四九二

表 4—6—2 熊野村（本郷蔵所）  
困粃貸付俵数

地域名	嘉永4年	嘉永7年	安政2年
	(俵)	(俵)	(俵)
萩原	150	100	110
城ノ堀	132	85	94
呉地	98	63	50
中溝	67	46	50
出来庭	66	45	71
計	513	339	375

佐々木家文書、各年「御困粃貸付入用帖」、「御困米粃貸付帳」、「御困粃貸付根帳」による

表 4—6—3 安政元年熊野村（本郷蔵所分）増粃割

地域名	増粃俵数
萩原	10
城ノ堀	9
呉地	8
中溝	4
出来庭	5
新宮、初神	9
計	45

佐々木家文書、「御困米粃貸付帳」による

七石が各郡郷藏などに貯えられた。実際の運用は社倉とほぼ同じような貸付・取立がなされた。嘉永四年（一八五二）安政二年（一八五五）、熊野村本郷藏所での囲籾の貸付・取立・増籾について各地域の様子は表4—6—2・3のようであった。佐々木家文書、同年「御囲籾貸付入用帖」・「御囲籾取立帖」・「御囲米籾貸付帳」・「御囲籾貸付附根帳」これらの資料によれば、七月に貸付、十一月に取立を行い、庄屋格・社倉十人頭・組頭・年行司などの村役人の責任において運用が行われている。囲籾は凶作に際しても、幕命がなければ放出することができず、さらにのちには利殖的な性格が濃厚となり、貸付も半ば強制的に行われ二重徴税的な性格をもつようになった。

### 社倉法の実施

享保十七年（一七三二）の大飢饉を契機として広島藩では根本的な救恤法の模索を始め、藩主吉長は年寄岡本大藏に良法を求めさせた。同二十年安芸郡海田市の儒者加藤友益は、村ごとに社倉を設ける「社倉攷意」を著わし献策したが、この時点では吉長の死、藩財政の窮乏などにより実現しなかった。その後、友益の子友徳に学んだ同郡矢野村尾崎神社の祠官香川将監の指導により、延享二年（一七四五）に矢野村、寛延二年（一七四九）には押込村で救恤と利殖を兼ねた社倉法が実施された。香川家文書「香川氏日記」かくて宝暦五年（一七五五）の大凶作に際しても両村では餓死者が出さなかったといわれる。藩ではこの効用に注目し、また藩儒友徳の勧めもあって、明和七年（一七七〇）から各村に奨励・督励して積極的な設置をはかり安永九年（一七八〇）末には藩内の全域で社倉法が実施されるまでに至った。

安芸郡では寛延二年（一七四九）押込村に社倉が創設されるとその影響は近隣の村々に波及し、同年に苗代村・栃原村が、ついで宝暦七年（一七五七）平谷村が尾崎神社の神穀三斗をもって社倉を設けている。「真市史」第三卷川角村・熊野村での社倉設立の時期は定かでないが、安永二年（一七七三）の「代官所差出控」尾崎神社藏神によれば、この年平谷村に一石六升、川角村に二石五斗四升、熊野村には七石一斗八升四合の社倉現米があり、疫病流行のため、川角

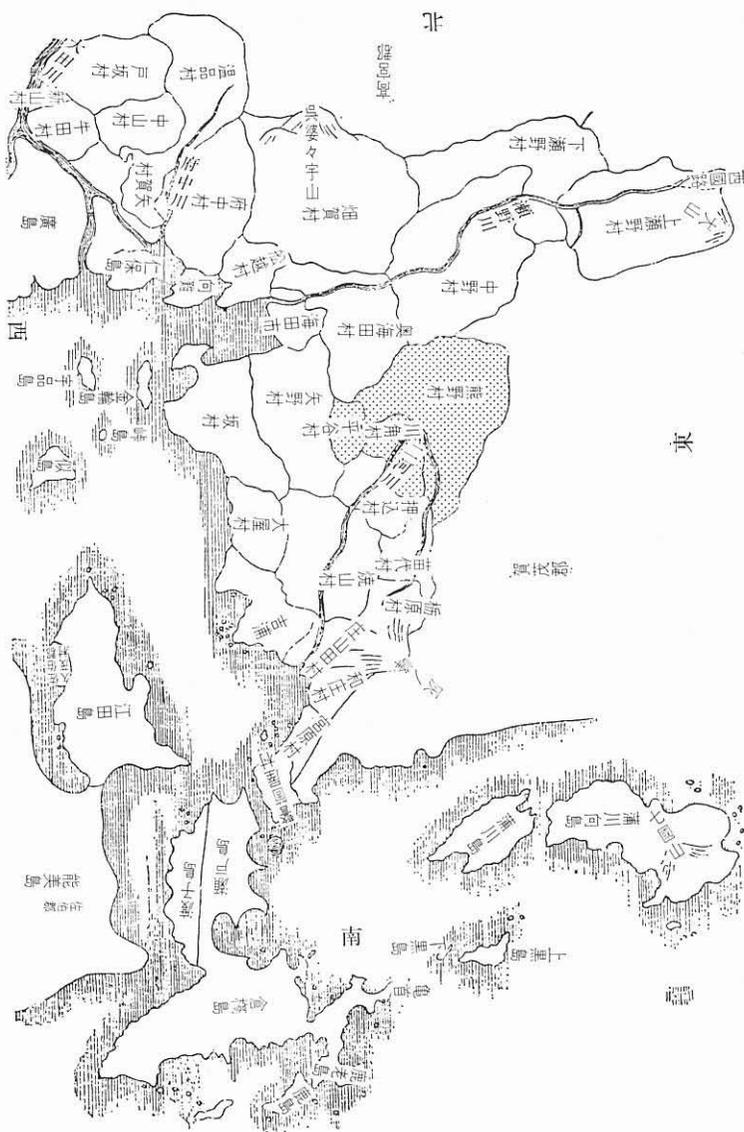


图 4-6-3 安芸郡全图 (『芸藩通志』より)

村で二石三斗一升、熊野村で一石三升がそれぞれ救麦として放出されている。平谷・川角村には村内に一か所ずつ『芸藩通志』繪圖、熊野村には新宮と中溝地域に新宮蔵所・本郷蔵所と呼ばれる社倉が設けられ、新宮蔵所は新宮・初神地域、本郷蔵所は呉地・出来庭・中溝・萩原・城之堀の地域を対象として備穀が行われた。

明和七年（一七七〇）の「社倉法頭意書」によれば、社倉の運用にあたっては、五人組二組で十人組とし、十人組頭をおき、さらに十人組頭取、社倉支配役を置き管理させた。十人組頭は村の組頭の下に、十人組頭取は庄屋の下、そして社倉支配役は割庄屋の下に置かれるなど社倉法の施行によって村々に新組織を生じた。

### 社倉の運用

天明六年（一七八六）の「安芸郡川角村社倉麦増算用指引御積書」織田家文書によれば、社倉麦は川角村の総人数一五三人のうち相当に暮し救恤不用一〇九人を除いた四四人を対象者とし、飢饉時の救用麦として一〇石五斗四升八合が備穀されている。この村の場合も救麦は一五〇歳の男子一人は一日二合、女子一人には同じく一合二勺、一五歳以下および六〇歳以上の者二〇人へは一合宛とし、十一月より翌年四月に新麦ができるまでの六か月間給付できる量が備蓄量とされた。社倉にはこのほか利貸を目的とする永貸麦があり、これは救用麦の半分を原則とし、救用麦の完備を計る目的で設けられたものであった。なお、同年の永貸麦は三斗一合二勺と微量にすぎず、この時期には救恤を重点においた運用がなされていたと考えられる。

この川角村の社倉は元麦として、矢野村尾崎神社の御神穀として藩から貸下げの二斗六合と、さらに藩と村の給主である家老浅野氏から追加貸下された二石八斗ずつの、計二石三斗六升六合が基本となっている。そしてこの年川角村では永貸麦までを貯穀完備した「本法成就」の社倉としたい旨の願を出しているが、その節の差出帳の有麦は一〇石六斗六升六合であった。その後明和七年（一七七〇）に永貸麦を増穀し、救麦高と同額とすることが認められるようになると、社倉法の運用方法も変化し、以後各村での永貸麦が増加する傾向となった。川角村

表 4—6—4 川角村社会麦取立高

年 代	取立麦高	備 考
寛政11	6.9021 <sup>石</sup>	「未年社会麦之内取立帖」、社会麦10.575石
12	8.4465	「申年 “ ”」
享和元	10.029	「酉年 “ ”」
3	13.7055	「亥年 “ ”」
文化2	13.1872	「丑年社会麦取立帖」
文政7	13.0334	「申年 “ ”」
天保3	14.0008	「社会麦取立人別帖」
12	15.555	「社会麦取立人別扣帖」
13	15.6556	「社会麦取立人別帖」

織田家文書、各年による

での寛政十一年（一七九九）から天保十三年（一八一六）の間の永貸麦の取立高・取立人数は表4—6—4のようである。織田家文書、同年「社倉麦之内取立帖」。また天明六年（一七八六）に願が出された「本法成就」社会麦の認定は文化元年（一八〇四）に行われており、「当年々無利取立」とされている。これは「本法成就」までは被貸付者は年率一割五分の複利で返済しなければならず、最も救済を必要とする小農民にとって大きな負担であった。しかし「成就」後は無利息、三分の手数料で貸付がされるため「成就」認定が急がれた。貸付麦の利息は川角村では慶応元年（一八六五）には一俵につき六合、ただし一斗の場合には二合つつの取立。織田家文書「社会麦并御追加貸附帳」とされた。飢饉などで救用麦が放出された場合、この永貸麦や、永利麦（永貸麦のほか、利息をとり村の臨時費用にあてたもの）をもって補充され、利殖面はあくまで残されている。熊野村では万延二年（一八六〇）社会麦穀のうち、小百姓への救穀一五〇石六斗六升、永貸麦一五〇石六斗六升およびかわたへ救穀四石五斗、永貸麦二石二斗五升が貯えられていたが、同年の大凶作でも、救穀のみが「不残救捨」当度不残御救捨御免許」とされた。佐々木家文書、同年「社会麦救捨仕捌帳」なお、同年の「御救捨」は難渋農民五五〇人、かわた一〇八人に対し、農民へは一人一日一合として三月十一日から同月晦日までの救麦一一石および升欠分の一一

表 4-6-5 熊野村地域別難波者数  
(文久元年)

地名	難波者	
	(人)	(石)
堀地	93	2.1
吳地	109	2.69
萩原	106	2.45
中溝	42	0.874
出来庭	84	1.906
新宮原	58	1.32
初神	41	0.996
計	533	12.336

佐々木家文書、同年「社倉麦救捨仕捌帳」による

石二斗二升五合、四月朔日から五月朔日までは一日八勺として米一三石二斗および升欠分と米の取り寄せ駄賃を加えた一四石一斗四升四合一勺が放出され、それぞれ代銀二貫二四五匁、三貫四四匁二分三厘が救捨とされた。かわたへは一人一日五勺とし、同じく五〇日分の米二石七斗の代銀五八一匁一分二厘、ほかに三月から七月までの拝借金利息として四三匁五分八厘の六二四匁七分、麦で六石二斗四升七合が放出されている。佐々木家文書、同年「当春難波ニ付社倉麥御救捨人別帖」 現物よりも後には「御救捨」が銀で放出されることが多くなり、そのた

め現穀の買入が必要となり仁保島・矢野浜のほか村域での米・麦の買入が行われており、貸渡銀回収後本郷蔵所への積増を行うことも行われた。同上。

熊野村での社倉穀は、文政八年(一八二五)に二三七石七斗五升、文久元年に二四五石二斗三合二勺、弘化三年(一八四六)には三〇一石三斗二升が備蓄されている。同家文書、同年「社倉麥出入算用帖」(表4-6-6)。また同村初神・新宮地域の社倉穀は天保十年(一八三九)から文久元年(一八六一)までの間、ほ六〇石前後であった(表4-6-7)。同家文書、各年「社倉麥出入算用帖」 社倉が救恤のため充分に機能するためには村の実状に応じて貯穀量も変化してゆく必要があるが、この段階ではすでに実状と帳簿上とは異なった運営がされていると考えられる。これより先の天保十三年あいつぐ天変地異により救用麦が不足し、さらに救済を必要とする人数も増加したためと、天明のときの基準では対応出来なくなったため藩は社倉法の改革を行うことになった。それは(1) 社倉にはなるべく銀札など代料貯えとせず、正穀

表4-6-7 熊野村(初神・新宮分)社倉麦高

年 代	社 倉 麦 高
天 保 10	59.597 <sup>(石)</sup>
11	59.564
12	59.661
13	59.720
14	60.366
弘 化 元	60.531
2	60.979
3	61.129
4	61.539
嘉 永 元	61.687
2	61.803
3	61.831
4	61.730
5	61.389
6	61.320
安 政 元	61.478
2	61.732
3	61.894
4	62.123
5	62.203
6	62.224
万 延 元	62.3292
文 久 元	49.5644

佐々木家文書、各年「社倉麦年々算用詰仕出し帖」、  
「社倉麦年々算用仕出し帖」による

表4-6-6

〔1〕 熊野村(地域割)社倉麦取立有麦高

地 域 名	弘化2年	弘化3年
萩 原	173 <sup>(俵)</sup>	173 <sup>(俵)</sup>
呉 地	104	103
出 来 庭	85	85
城 之 堀	132	131
中 溝	77	78
そ の 他	12	10
計	583	580

佐々木家文書、同年「社倉麦算用帳」による

〔2〕 熊野村社倉取立有麦高

年 代	有 麦 高
天 保 11	596 <sup>(俵)</sup>
12	596
13	591
14	590
弘 化 元	589
2	583
3	580

佐々木家文書「天保11子年改々社倉麦算用帳」による

とすること、(2) 救用穀は凶作用であり、あてにせず少しでも永貸・永利を多くし社倉穀を増量すること、(3) 社倉の貸付・取方はすべてをあるがままに帳面に記して差出すこと、(4) 救用穀は村の状態に応じてより多く貯えること〔御融書担〕としたものである。これに応じて各村では新麦が貯穀されたものの、いぜん多くは貸付に廻されている。

このように社倉法は当初は救済を主目的に始められたが、天保以降は利殖に重点が注がれ、むしろ農民にとっては大きな負担となった。結局は二重の徴税的性格が濃厚となり必ずしも有効的な救済方法とはなり得なかった。

熊野地域での社倉法がいつごろまで行われたかについては詳かでないが、川角村では幕末までは社倉麦の貸付・取立が行われている織田家文書、慶応三年、「社倉麦取立貸附帖」。明治四年（一八七二）四月、社倉穀見分などのため呉地方を中心に松本福次郎らの巡察が行われたさい『呉市史』第二卷、熊野村もその巡路に含まれており、少なくとも両村とも明治の初めごろまでは継続したものと思われる。